

千葉市告示第137号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から、指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示します。

平成31年2月25日

千葉市長 熊谷俊人

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
ワークアシスト千葉 千葉県千葉市中央区 院内1-14-7 K&Iビル3F	合同会社ワークアシスト 千葉県千葉市中央区 院内1-14-7 K&Iビル3F 山田 裕之	平成31年2月28日	1210103063	就労移行支援 就労定着支援